

【Ⅲ.エコフイードの製造・利用の手順】

エコフィード製造にかかる手順

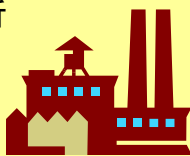
食品事業者

- ・分別（飼料に適さない物の除去）
- ・管理（専用容器への収納）
- ・契約（品質確保等）



飼料製造者

- ・分別（飼料に適さない物の除去）
- ・製造（加熱が必要な物の加熱を含む）
- ・成分分析、安全性分析
- ・管理（品質確保等）
- ・契約（品質確保等）



畜産農家

<利用>

- ・家畜への給与

<製造・利用>

- ・分別（飼料に適さない物の除去）
- ・製造（加熱が必要な物の加熱を含む）
- ・成分分析、安全性分析
- ・管理（品質確保等）
- ・家畜への給与



製造等に関する法令

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

有価物として取引されない食品製造副産物等を収集・利用する場合、廃棄物処理法に基づく業の許可が必要。

- ・収集運搬業（許可）
- ・処分業（許可）
- ・処理施設の設置（許可）

※産業廃棄物、一般廃棄物のそれぞれにおいて許可が必要

食品製造業

醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物

産業廃棄物

食品卸・小売業

売れ残り弁当等、食品として利用がされなかったもの、野菜カット屑等、調理の際に発生するもの

一般廃棄物

外食産業

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料の製造販売を行う者（食品事業者で、食品製造副産物等に乾燥等加工を施す者を含む。）及び食品製造副産物等を飼料原料として販売する者は、飼料安全法に基づき届出が必要。飼料を自家配合する農家は、届出は不要だが、飼料安全法に基づく規定を遵守した製造を行う必要がある。

なお、飼料の品質の低下の防止を目的に防かび剤（プロピオン酸等）を添加する場合は、管理者の設置及び届出が必要。

- ・飼料製造業者、飼料販売業者（届出）
- ・飼料製造管理者（届出）

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者登録及び再生利用事業計画の認定を受けた場合、廃棄物処理法、飼料安全法及び肥料取締法上の特例措置（運搬先の許可や製造・販売届出の不要等）。

- ・再生利用事業者（登録）
- ・再生利用事業計画（認定）

※上記法令に関する資料等

- ・食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン
<https://www.maff.go.jp/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>
- ・養豚業におけるエコフィードの利用の促進と廃棄物処理法制（資料集）
https://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryo/ecofeedguidebook1504.pdf

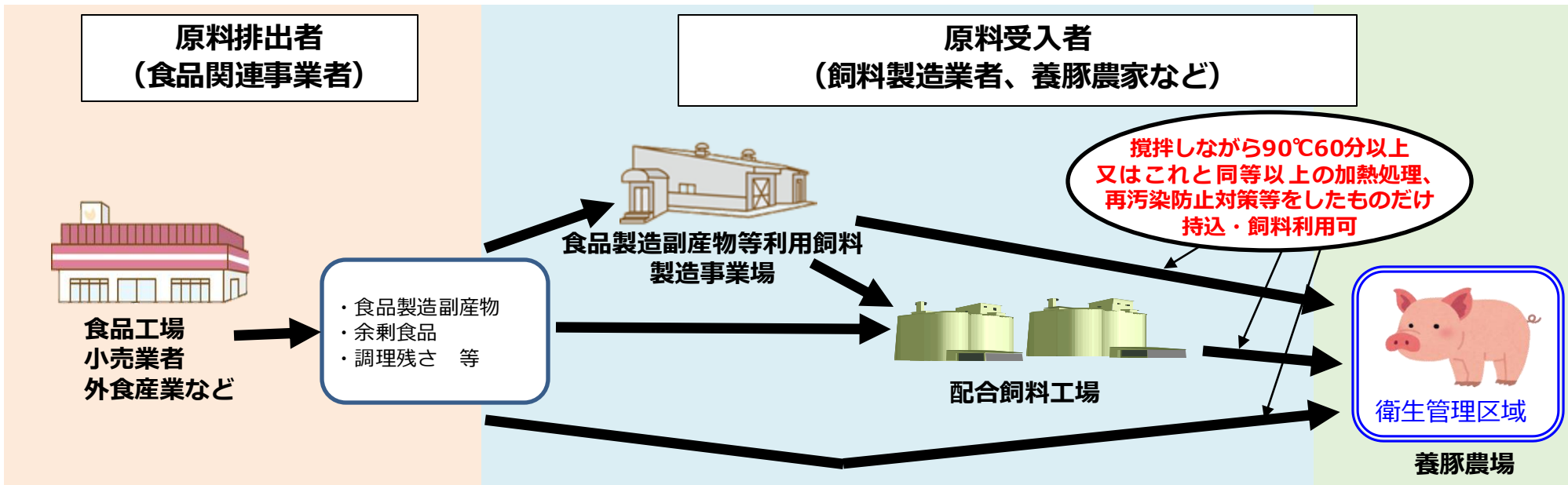
飼料安全法上の留意点(加熱処理基準等)

- ・ アフリカ豚熱 (ASF) 等の発生防止の徹底を図るため、令和3年4月1日より、飼料安全法に基づく「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」により、肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源であって、肉と接触した可能性があるものを原料・材料とする飼料は、以下の点を遵守する必要。

- ・ 攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上の加熱処理を行うこと。
- ・ 加熱処理の記録の作成・保管を行うこと。
- ・ 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講じること。

※ 豚以外の家畜用飼料は、ガイドラインに基づき70℃30分以上、80℃3分以上又はこれと同等以上の加熱処理

※ 家畜伝染病予防法施行規則(飼養衛生管理基準(豚及びいのしし))においても同様に規定されている。



○食品循環資源利用飼料(エコフィード)の安全確保について: <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(令和8年5月改正): https://www.famic.go.jp/ffis/feed/hourei/sub1_seibunkikaku.html

・食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン(令和2年8月策定、令和6年10月最終改正):

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html#tsuuchi>

○家畜伝染病予防法施行規則(飼養衛生管理基準): https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

飼料安全法上の留意点(BSEに係る飼料規制)

- 牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るため、動物由来たん白質等の飼料利用には制限。
- 食品製造過程で発生する豚及び家きんに由来する動物由来たん白質は、他の動物由来たん白質の製造工程と分離されていること等に関して農林水産大臣の確認を受けているものであれば、豚及び鶏用の飼料用途への利用が可能。
(※平成23年4月15日より大臣確認の対象品目として、水産食品工場(かまぼこ工場等)から排出される鶏卵を含む魚介類のすり身が追加。)
- 返品・在庫品等の製品や、スーパー等で弁当・惣菜等の製造過程で排出される加工残さ、一部の食品工場から発生する工程残さに含まれる動物由来たん白質は、大臣確認を受けることなく、豚及び鶏用の飼料用途への利用が可能。

■飼料原料の利用規制状況(動物性油脂を除く)

主な対象品目	由来	給与対象		
		(注1) 牛など	豚・馬	鶏
乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎
卵、卵製品	家きん	◎	◎	◎
ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物・家きん・魚介類	※注2 ○	○	○
動物由来たん白質	牛・めん羊・山羊(SRM等※注3を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)、馬・家きんを含む。)	×	※注4 ○	○
	豚	×	○	○
	馬			
	家きん			
	豚・いのしし・馬・家きん混合			
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミールを含む)	牛・めん羊・山羊(SRM等を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。)	×	※注4 ○	○
	豚	×	○	○
	馬			
	家きん			
	豚・いのしし・馬・家きん混合			
魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○
動物由来たん白質を含む食品残さ	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	※注5 ○	○
その他	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)	◎	◎	◎
※注6	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)			

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる

注2 「◎」は使用可能、「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能

注3 「SRM等」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注4 牛血粉等又は牛肉骨粉等を含む飼料は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場において製造されなければならない

注5 令和6年10月3日より牛、めん羊、山羊由来肉骨粉の豚及び鶏用飼料への利用再開
食品が食用に供された後に、又は食用に供されたものに及び畜水産加工品の製造工程で発生した残さであって、牛等によって食品の製造工程から完全に分離された製造工程から発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたもの

注6 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

■飼料原料の利用規制状況(動物性油脂)

油脂の種類		不溶性不純物含有量の基準 (%以下)	給与対象			
			牛		豚	鶏
			代用乳	その他		
動物性油脂	特定動物性油脂 ^(注1)	0.02	○	○	○	○
	イエローグリース ^(注2)	0.15	×	×	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○
	SRM等 ^(注3) 由来	—	×	×	×	×
	回収食用油 ^(注4)	0.02	○	○	○	○
		0.15	×	× ^(注5)	○	○
	魚油 ^(注6)	—	○	○	○	○
その他	植物性油脂	—	○	○	○	○

注1 食用の肉から採取した脂肪由来であり、不溶性不純物0.02%以下のもの

注2 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可

注3 牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない部位のこと

注4 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らか場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)

注5 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

注6 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

○農林水産大臣確認とは・・・

BSE対策のため、動物由来たん白質・油脂について、使用できない動物由来たん白質の混入がないことを、農林水産大臣が確認する制度。

■エコフィード製造事業場が使用できる食品残さの種類

原料提供者の事業形態	事業事例	食品残さの種類			
		食品製造副産物等	余剰食品(商品の在庫品、返却品)	調理残さ	食べ残し
食品製造業	ソーセージ製造工場、ハム製造工場、ベーコン製造工場、かまぼこ製造工場、もちわ製造工場、はんぺん製造工場、エキス(家畜由来、魚介由来)製造工場	△	○		
	上記以外の工場(例: 魚肉ハム・魚肉ソーセージ製造工場、ソース製造工場、ドレッシング製造工場、パン製造工場、菓子製造工場、麺製造工場、冷凍食品製造工場、そうざい製造工場)	○	○		
食品卸売業			○		
食品小売業	そうざい屋、パン屋、持ち帰り弁当屋、コンビニエンスストア(百貨店やスーパー内にあるものを含む)		○	○	
外食産業等	食堂・レストラン等の飲食店、セントラルキッチン、給食センター、旅館・ホテル、病院、学校、学生食堂、社員食堂、保育所、介護老人福祉施設			○	○

・表中の「○」は大臣確認を受けていない製造事業場においても使用できるもの。

・表中の「△」は大臣確認を受けていない製造事業場において使用できないもの。

・いずれのエコフィード製造業者であっても、と畜場、食鳥処理場等から輸送される枝肉や枝肉以外の可食部のカット、ミンチ等の処理を行う工場(カット場等)の残さは利用できない。このため、表中の事業所であっても、併設されたカット場等の残さが混入する場合には、当該事業所からの残さを利用できない。

【Ⅳ.支援措置】

国産飼料の流通推進・利用拡大対策

【令和7年度補正予算額（所要額） 15,430百万円の内数】

<対策のポイント>
国産飼料の流通を促進するため、**国産飼料の流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等**の取組を支援します。

<政策目標>
飼料自給率の向上（27%〔令和5年度〕→28%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国産粗飼料流通体制構築対策

国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、**国産粗飼料の流通定着化を行う取組**を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2千円/t以内	5千円/t以内	10千円/t以内	15千円/t以内	20千円/t以内

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要。

2. 国産粗飼料利用拡大実証・調査

国産粗飼料（稲わら等）の利用拡大に向けて、海外産と同じように**利便性が高く、輸送や保管の効率が高い**国産粗飼料の生産に資する実証・調査を支援します。

【支援対象となる取組】
効率的な運搬・保管に適した梱包に必要な機械等の導入【1/2以内】等

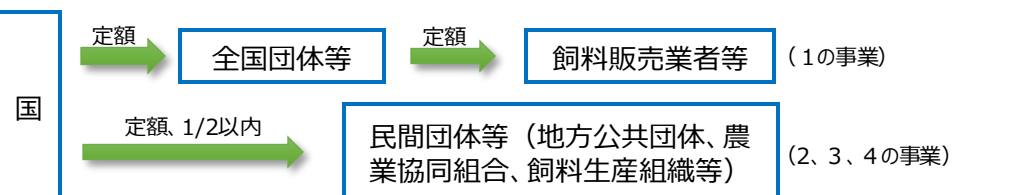
3. 国産飼料流通拠点施設整備

国産飼料の販売拡大を図る者が**国産飼料の流通拠点を整備するため**に行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。

4. 新飼料資源の利用拡大対策

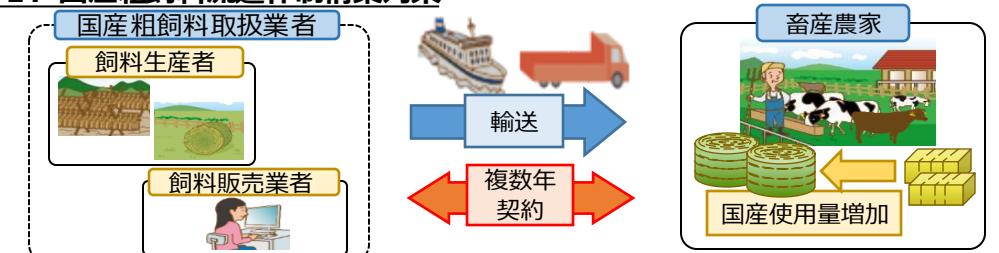
新飼料資源に係る**調査・分析**、新飼料資源を利用した飼料の**生産・利用拡大に必要な機械の導入**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 国産粗飼料流通体制構築対策



2. 国産粗飼料利用拡大実証・調査

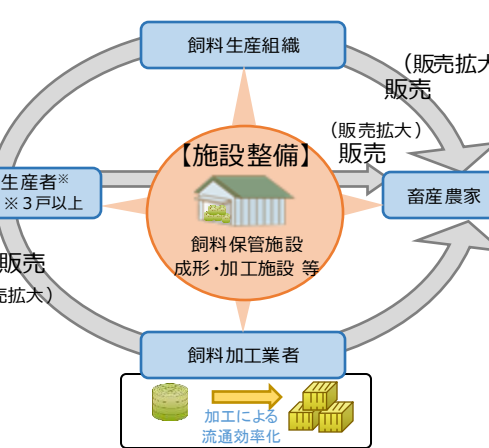
利便性が高く、輸送・保管効率の高い国産粗飼料の生産に向けた実証・調査例)



4. 新飼料資源の利用拡大対策



3. 国産飼料流通拠点施設整備





国産飼料増産対策事業

令和8年度予算額 1,761百万円の内数（前年度 1,760百万円の内数）

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進、生産性の高い持続可能な飼料産地の形成等の取組を支援します。

<事業目標>

- 飼料自給率：27%〔令和5年度〕→28%〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. 飼料生産組織の人材確保・育成等支援

飼料生産組織の人材確保・育成や、持続性を高める取組を推進するため、オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、組織の持続性を高める取組の調査を支援します。

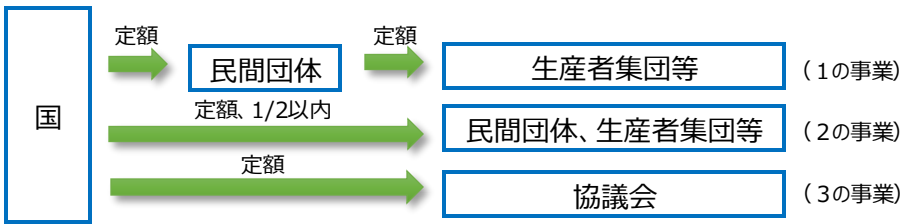
2. 国産濃厚飼料生産の推進

子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。

3. 生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進

生産性の高い持続可能な飼料産地を形成するため、都道府県を範囲とする飼料生産・利用の連携体制の構築・強化に向けて、必要な検討会の開催や専門家の招聘、先進地調査、栽培・利用試験等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 飼料生産組織の人材確保・育成等支援



2. 国産濃厚飼料生産の推進



3. 生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進



〔お問い合わせ先〕 畜産局飼料課（03-6744-7192）